

令和3年9月6日

各位

高知県農業協同組合
代表理事組合長 秦泉寺雅一

不正事案に関するご報告とお詫びについて

このたび、当組合の高知地区（購買事業）、仁淀川地区（共済事業）において、不正事案が発覚いたしました。

先般の報告に続く事案となりましたことは誠に遺憾であり、組合員をはじめ利用者の皆さまの当組合に対する信頼を損ねることとなりましたこと、役職員一同厳粛に受け止め、深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、社会からの信頼を取り戻すには、全役職員が強い危機感をもって膿を出し切ることが欠かせないと認識し、先般立ち上げました特別調査委員会により、“他に不正はないか”徹底的に調査するとともに、内部統制の強化と職員教育を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

改めまして組合員・利用者の皆さまに対しまして、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。どうか今後とも変わらぬご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

不祥事案の概要につきましては、以下のとおりです。

記

1. 事案の概要

(1) 高知地区の事案（購買事業）

① 事案の内容

購買端末機を不正利用した購買代金の不正取得

② 当事者

高知地区 春野営農経済センター（高知市春野町）所属の職員（契約職員、男性、60代）

③ 発覚の経緯

本年8月16日、組合員より身に覚えのない取引が含まれた請求書があるとの申し出を受けました。内部調査により購買代金における不自然な経理処理が複数回確認され、当事者に事情聴取する中で、不正取得の

事実が判明しました。

④主な手口

平成 29 年 1 月より、ア. 購買代金を受領し、購買端末機にて売上登録した後、当該取引の取消・返品処理操作により現金を不正取得していました。イ. 手書きの納品書及び領収書で購買代金を受領し、購買端末機での入力をせずに現金を不正取得していました。

⑤不正取得の金額（内部調査で把握した金額）

5,693,922 円（継続調査中）

（2）仁淀川地区の事案（共済事業）

①事案の内容

仁淀川地区・佐川支所における、共済約款貸付の無断契約による貸付金の不正取得、共済契約の無断解約による返戻金等の不正取得

②当事者

仁淀川地区 信用共済部（佐川支所）所属の元職員（管理職、男性、50代）

③発覚の経緯

本年 8 月 18 日、契約者より身に覚えのない共済約款貸付契約*があることの申し出を受けました。担当者(当事者)に事実確認をしたところ、貸付申込書等を無断で作成したうえで、貸付金を不正取得していた事実が判明しました。

また、この調査の過程で、共済契約の解約返戻金等の不正取得も判明しました。

※共済約款貸付契約

共済契約を元とし、共済の積立金の一定割合までを限度に、所定の利率で貸し付けるものです。

④主な手口

不正に開設した契約者の普通貯金口座等を利用し、ア. 令和元年 6 月より、共済約款貸付契約を無断で行い、当該貸付金を不正取得していました。イ. 平成 23 年 10 月より、共済契約の解約等の書類を無断で作成し、解約返戻金等を不正取得していました。

⑤不正取得の金額（内部調査で把握した金額）

44,710,473 円（継続調査中）

2. 代表理事組合長 秦泉寺雅一よりお詫び

度重なる不正事案の中、特別調査委員会も立ち上げ総点検を行う矢先に、組合員や利用者の皆様の信頼を再び損なう事態となったこと、役職員一同深く反省するとともに、心よりお詫び申しあげます。特別調査委員会は、8月30日から具体的な調査を始めています。社会からの信頼を取り戻すには、全役職員が強い危機感をもって膿を出し切ることが欠かせないと認識しています。“他に不正はないか”徹底的に調査するとともに、内部統制の強化と職員教育を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

3. 関係者等の処分

役員の管理監督責任や関係職員の処分につきましては、今後の調査結果等を踏まえ、当組合の就業規則等及び法律に則って、厳正に対応いたします。

4. 両事案に対する今後の対応について

事案の実態解明と損害金額の確定に取り組んでいきます。また、被害にあわれた組合員・利用者の皆様への必要な対応等を進めていきます。

以上